議案第62号

かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について

かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する 法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3 項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに 第12条第1項の規定に基づく公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な 事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

- 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務 にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。) を派遣することができる。
 - (1) 社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会
 - (2) かすみがうら市商工会
 - (3) 公益社団法人かすみがうら市シルバー人材センター

- 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項若しくは第2項又は第4条の規定により採用された職員を除く。)
- (2) 非常勤職員
- (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)
- (4) かすみがうら市職員の定年等に関する条例(平成17年かすみがうら市 条例第31号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとさ れ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) かすみがうら市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を 占める職員
- (6) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して 休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当 して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例 の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員
- (7) 地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員
- 3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第1項の規定による職員の派遣(以下「職員派遣」という。)に係る職員の職員派遣を受ける団体(以下「派遣先団体」という。)における福利厚生に関する事項
- (2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(派遣職員の職務への復帰)

- 第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 職員派遣をされた職員(以下「派遣職員」という。)が派遣先団体の役職員の地位を失った場合
 - (2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
 - (3) 前条第1項に規定する取決めに反することとなった場合
 - (4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当する こととなった場合
 - (5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合
 - (6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当する こととなった場合

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、 その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ1 00分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関するかすみがうら市職員の給与に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第46号)第23条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(派遣職員の復職時等における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額

及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲 内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 2 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当の算 定の基礎となる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要がある と認められるときは、前項の規定の例により、その額を調整することができる。 (派遣職員等の処遇の状況等の報告)
- 第7条 任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

(特定法人)

第8条 法第10条第1項に規定する条例で定める特定法人は、株式会社かす みがうら未来づくりカンパニーとする。

(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)

第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号 に掲げる職員とする。

(法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合)

- 第10条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲 げる場合とする。
 - (1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。) が特定法人の役職員の地位を失った場合
 - (2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でないと認められる場合
 - ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
 - イ 法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなっ た場合

- ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合
- エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 公務上の必要等のために退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合)

第11条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法(明治40年法律第45号)その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められる場合とする。

(法第10条第2項に規定する条例で定める事項)

- 第12条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項 とする。
 - (1) 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利 厚生に関する事項
 - (2) 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第13条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関するかすみがうら市職員の給与に関する条例第23条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第14条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された 場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他 の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところに より、必要な調整を行うことができる。

(退職派遣者等の処遇の状況等の報告)

第15条 任命権者は、規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)は、かすみがうら市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。